

# 第 31 期 計 算 書 類

2024年 4月 1日から

2025年 3月31日まで

貸 借 対 照 表

個 別 注 記 表

株式会社ジェイアール貨物・東北ロジスティクス



# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

商品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他は定率法によっております。

#### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく当期末自己都合退職要支給額から中小企業退職金共済からの支給相当額を控除し、新会計基準(簡便法)による繰入必要額を計上しております。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

## 2. 収益の計上基準 収益認識に関する注記

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

収益を認識するにあたっては、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

### (1) 受託業務に係る収益

受託業務に係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には受託業務の提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しています。

代金は、取引先との契約に基づき、概ね2カ月以内に回収しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式(発行済株式)

当期末株式数(発行済普通株式) 600株

#### 5. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法

企業会計基準第28号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(平成30年2月16日公表)を適用し、繰延税金資産・繰延税金負債は固定区分のみとしております。

##### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に参議院本会議で可決・成立し、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.55%から、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.39%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は526千円増加し、法人税等調整額が526千円減少しています。

#### 6. 減損損失に関する注記

自動車運送部門では業績不振が続く中で、事業の好転を目指しトラックの設備投資を行ったものの設備投資分の増益が得られなかったため、今後も業績の回復が見込めないことから減損処理を実施し、特別損失18,405,684円を計上しております

#### 7. その他の注記

##### (1) 当期純損益について

当期純利益は474,544円であります。